

○湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

平成7年4月3日条例第9号

〔注〕平成20年3月から改正経過を注記した。

改正

平成20年3月26日条例第8号

平成23年3月17日条例第7号

平成27年6月23日条例第18号

湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の保健向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。
- (3) 「配偶者のいない男子又は女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子又は女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親は、除くものとする。

ア 離婚した男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子

エ 配偶者から遺棄されている男子又は女子

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない男子又は女子

カ 婚姻によらないで父又は母となった男子又は女子であって、現に婚姻していないもの

キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

第10条第1項の規定による保護命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立て

を行ったもの

(4) 「養育者」とは、配偶者のない男子又は女子以外の者で、次に掲げる児童を扶養するものをいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 配偶者のない男子又は女子に該当する父又は母が監護しない児童

(5) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(6) 「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費又は保険外併用療養費をいう。

(7) 「前年の所得」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第3条及び第4条の規定により算出される額をいう。

(8) 「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(9) 「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、若しくは薬局又はその他のものをいう。

(対象者)

第3条 ひとり親家庭医療費の支給対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ湯浅町に住所を有するひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、養育者に扶養されている児童については、ひとり親家庭医療費の支給対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は支給対象者としない。

(1) 配偶者のない男子、女子又は養育者（孤児等の養育者を除く。）の前年の所得（1月1日から7月31日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となる者については、当該医療費の申

請が行われた年の前年の前年の所得とする。以下同じ。) が、施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者

- (2) 同居している配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上の者
- (3) 孤児等の養育者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額を以上の者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等(乳幼児医療を除く。)により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者

(支給)

第4条 保険給付につき一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払った金額について支給するものとする。ただし、医療保険各法による保険者の規約、定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(支給資格の登録)

第5条 医療費の支給を受けようとする支給対象者は、規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

(支給方法)

第6条 医療費の支給は支給対象者の申請又は医療機関等の請求に基づき支給する。

- 2 前項の申請はひとり親家庭が保険給付を受けた日から起算して5年以内に行われなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適當と認めたときは医療費を支給する。
- 4 町長は、支給対象者に代わって医療機関等から請求があったときは、医療費を当該医療機関等に支払うことができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会又は和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。
- 6 前2項の規定による支払があったときは、当該支給対象者に対し医療費の支給があったものとみなす。

(支給金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からすでに支給した金額の全部又は一部返還させることができる。

2 町長は、ひとり親家庭が疾病又は負傷に関し損害賠償金の支払いを受けたときは、すでに支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 湯浅町母子家庭医療費の支給に関する条例（昭和52年条例第7号）は廃止する。
- 3 施行日前に行われた医療に係る母子家庭医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月10日条例第27号）

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた医療に係るひとり親家庭医療費の支給については、なお、従前の例による。

附 則（平成19年7月9日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成については適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に関する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第8号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月17日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月23日条例第18号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の湯浅町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、平成27年8月1日以後

に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。